

令和3年3月15日
電力・ガス取引監視等委員会

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可に関する 意見聴取について回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可に関する審査を行い、認可することに異存はない旨を回答いたしました。

1. 概要

平成28年4月より、当委員会からの回答を踏まえ、経済産業大臣は一般社団法人日本卸電力取引所を「卸電力取引所」(電気事業法(昭和39年法律第170号)第97条第1項)として指定いたしました。

卸電力取引所は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画と収支予算について、経済産業大臣の認可を取得する必要がある(電気事業法第99条の6第1項)ところ、令和3年2月26日付けで一般社団法人日本卸電力取引所から経済産業大臣宛に事業計画及び収支予算の認可申請が行われました。卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可に際しては、電気事業法第66条の11第1項第5号により、当委員会に対して意見聴取を行うこととされており、令和3年3月12日付けで経済産業大臣から当委員会へ意見の求めがありました。

意見聴取のあった事業計画及び収支予算の認可申請について、当委員会において審査を行ったところ、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に適合するため、認可することに異存はない旨を経済産業大臣へ回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引制度企画室長 黒田

担当者:住田、矢野、浮ヶ谷

電話:03-3501-1552(内線 4381)

03-3501-1552(直通)